

June 2008



Newsletter

個人課税に関連する平成20年度税制改正項目

- 金融・証券税制
- 省エネ改修促進税制
- エンジェル税制
- 住民税の寄附金税制、ふるさと納税

I 金融・証券税制

上場株式等の譲渡益及び配当に係る税率について、金融所得の一体化に向け、軽減税率の廃止及び所要の特例措置が設けられました。また、個人投資家の株式投資のリスク軽減のため、上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の制度が導入されました。

1. 上場株式等の譲渡所得に対する課税(新租税特別措置法附則第43条他)

上場株式等の譲渡所得に係る税率について、軽減税率が平成20年12月31日をもって廃止されるとともに、2年間の特例措置が設けられました。

<適用税率>

	～平成20年 12月31日	平成21年1月1日～ 平成22年12月31日		平成23年 1月1日～
		所得 500万円以下	所得 500万円超	
所得税	7%	7%	15%	15%
住民税	3%	3%	5%	5%
計	10%	10%	20%	20%

2. 上場株式等の配当所得に対する課税(新租税特別措置法附則第33条他)

上場株式等の配当所得に係る源泉徴収税率について、軽減税率が平成20年12月31日をもって廃止されるとともに、一定の配当所得については2年間税率軽減の特例措置が設けられました。

<適用税率>

	～平成20年 12月31日	平成21年1月1日～ 平成22年12月31日		平成23年 1月1日～
		配当年間 合計100万円以下 (大口株主(※1)除く)	左記以外 (※2)	
所得税	7%	7%	15%	15%
住民税	3%	3%	5%	5%
計	10%	10%	20%	20%

※1 大口株主＝発行済株式又は出資の総数又は総額の5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者

※2 配当所得の年間合計が100万円を超える場合には、確定申告書を提出する必要があります。

3. 損益通算の特例(新租税特別措置法第37条の12の2)

(1) 概要

株式に係る譲渡損益は、他の所得とは分離して課税されるため、譲渡損失が発生した場合においても、株式の譲渡益との相殺は可能であったものの、他の所得から控除することはできませんでした。今回の改正により、その控除の対象に上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)が加わり、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算が可能となりました。

(2) 控除可能な譲渡損失

- ① その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金
- ② その年の前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く。)

(3) 適用時期

平成21年分以後の所得税について適用されます。

(4) 申告要件

この規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、譲渡損失に関する明細書等の添付がある場合に限り適用されます。

II エンジェル税制(新租税特別措置法第 41 条の 19)

(1) 概要

ベンチャー企業に対して出資を行う個人投資家に関する優遇税制、いわゆるエンジェル税制について、ベンチャー企業の育成支援の観点から優遇措置の拡充が図られました。従来は下記の 3 つの優遇措置が規定されていましたが、③が廃止され、一定のベンチャー企業への投資について、①との選択適用により、その投資額を所得税の寄附金控除の対象とすることができる「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」が創設されました。

- ① 投資額をその年の株式譲渡益から控除(措法 37 条の 13)
- ② 譲渡損失について 3 年間の繰越控除(措法 37 条の 13 の 2)
- ③ 譲渡益の 1/2 課税(措法 37 条の 13 の 3)
→ **平成 20 年 4 月 29 日までで廃止**

(2) 対象となる出資

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に規定する特定新規中小企業者により発行される株式を同族株主等一定の者以外の者が、払込みにより取得した場合が対象となります。また、対象となる特定新規中小企業者とは以下のものをいいます。

- ① 設立の日以後 1 年未満の会社(設立事業年度を経過していないもの)で、事業の将来における成長発展を図るための事業計画を有するもの
- ② 設立の日以後 1 年以上 3 年未満の会社で、設立後の各事業年度に係る営業活動によるキャッシュ・フローが赤字(ゼロ未満)であるもの

(3) 寄附金控除額

出資額(※) - 5,000 円 = 控除額

※ 1,000 万円と総所得金額の 40%のうち低い金額を限度とします。

(4) 株式の取得費

この規定は課税の繰り延べ措置であるため、この寄附金控除を受けた後、将来株式を売却する際には、譲渡所得等の計算上その寄附金控除を受けた金額等一定額を取得費から控除することになります。つまり、将来の株式売却時においては売却益が大きく計算されることになります。

(5) 適用時期

平成 20 年 4 月 1 日以後において、株式を払込みにより取得する場合に適用されます。

(6) 書類の添付

この規定の適用を受ける場合、確定申告書にその会社が「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第四条の二第一項」の要件等に該当する事実の確認をした旨を証する書類等を添付する必要があります。

Ⅲ 省エネ改修促進税制

地球温暖化防止をはじめ環境問題に対する税制上の対応として、民生部門の省エネルギー対策等を促進するため、住宅の省エネ改修促進税制が創設されました。具体的には、住宅借入金がある場合の所得税の税額控除、固定資産税の減額措置があります。

<所得税>

1. 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除

(新租税特別措置法第41条の3の2)

(1) 概要

居住する家屋について**一定の省エネ改修工事**を含む増改築等を行った場合、**一定の要件**の下、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除します。なお、この規定は住宅ローン控除との選択適用となります。

① 一定の省エネ改修工事

居室の全ての窓の改修工事、又はその工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事若しくは壁の断熱工事で、次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること
- ・ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること。
- ・ 工事費用の合計額が30万円を超えるものであること

② 一定の要件

- ・ 住宅借入金等について、償還期間5年以上の一定の住宅借入金等を適用対象とします。
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する省エネ改修工事等の証明書を要します。
- ・ その他現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様の要件とされています。

(2) 控除期間・控除率

① 控除期間 ⇒ 5年

② 控除率

住宅借入金等の金額1,000万円を限度として、以下の控除率により計算されます。

- ・ 特定の省エネ改修工事に係る工事費用相当額(200万円を限度)
→ 2%
- ・ 上記に掲げる住宅借入金等の年末残高以外の金額
→ 1%

※ 特定の省エネ改修工事とは、(1)の①に定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます。

③ 具体例(1年分の控除額)

(例1)

- ・ 年末借入金残高 300万円
- ・ 特定省エネ工事費 300万円

$$200 \text{万円} \times 2\% + (300 \text{万円} - 200 \text{万円}) \times 1\% = 5 \text{万円}$$

(例 2)

- ・ 年末借入金残高 1,500 万円
- ・ 特定省エネ工事費 800 万円

$$200 \text{ 万円} \times 2\% + (1,000 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}) \times 1\% = 12 \text{ 万円}$$

(3)適用対象期間

その家屋を平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、
その者の居住の用に供したとき

<固定資産税>

2. 省エネ改修を行った住宅の税額軽減(新地方税法附則 15 条の 9)

① 概要

一定の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について減額されます。

② 適用対象

平成 20 年 1 月 1 日に存していた住宅で、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの(賃貸住宅を除く。)が対象となります。

※ 一定の省エネ改修工事

窓の改修工事、又はその工事と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事若しくは壁の断熱工事で、それぞれの工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなるものであって、その工事費用の合計額が 30 万円以上のものをいいます。

③ 適用年度

改修工事が完了した年の翌年度分に限りです。

④ 減額金額

固定資産税の 3 分の 1(1 戸あたり 120 m²相当分までに限る。)

⑤ 申告要件

減額を受けようとする納税義務者は、改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することとなったことにつき、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行した証明書を添付して改修後 3 ヶ月以内に市町村に申告しなければなりません。

VI 住民税の寄附金税制、ふるさと納税

地域に密着した民間公益活動やわが国の寄附文化を一層促進する観点から、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、「ふるさと」に対し、貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を大幅に拡充し、所得税と合わせて一定限度まで全額を控除する仕組みが導入されました。

<住民税>

1. 控除対象寄附金の拡大等(新地方税第 37 条の 2①、第 314 条の 7①)

(1) 控除対象寄附金の拡大

① 現行の寄附金控除対象

- ・ 都道府県・市区町村に対する寄附金
- ・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
- ・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの

② 控除対象寄附金の追加

寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の対象(※)となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうち、**住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるもの**が追加されました。

※ 所得税の寄附金控除の対象

- ・ 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ・ 一定の要件を満たす財務大臣指定の寄附金
- ・ 特定公益増進法人に対する寄附金
- ・ 認定 NPO 法人に対する寄附金
- ・ 一定の要件を満たす特定公益信託への支出
- ・ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金
- ・ 政党等に対する政治活動に関する寄附金

(2) 税額控除方式への移行

これまでは控除対象額を所得金額から控除する所得控除方式でしたが、控除対象額を税額から控除する税額控除方式に移行されました。適用対象寄附金に係る控除率は以下のとおりです。

- ① 道府県民税 → 4%
- ② 市町村民税 → 6%

(3) 控除対象限度額の引き上げ

総所得金額等の 25%(現行) → 30%(改正後)

(4) 適用下限額(足切り額)の引き下げ

10 万円(現行) → 5,000 円(改正後)

(5) 適用期限

上記の改正は、平成 21 年度分(平成 21 年 6 月徴収分)以後の個人住民税について適用されます。

<住民税・所得税>

2. ふるさと納税(新地方税第37条の2②、第314条の7②)

(1) 概要

都道府県又は市区町村に対する寄附金について、通常の寄附金控除に加え、一定の額を道府県民税、市町村民税から控除します。一般的に「ふるさと納税」という名称で呼ばれますが、その対象は特に出身地等に限定されていないため、どの地方公共団体に対する寄附でも適用は可能です。

(2) 控除額

以下の①と②の合計額(総所得金額の30%を限度)となります。

①(寄附金－5,000円)×10%

②(寄附金－5,000円)×控除割合(※)(住民税所得割の10%を限度)

※ 控除割合

所得金額	控除割合
195万円以下	85%
195万円超 330万円以下	80%
330万円超 695万円以下	70%
695万円超 900万円以下	67%
900万円超 1800万円以下	57%
1800万円超	50%

(3) 適用期限

この規定は、平成21年度分(平成21年6月徴収分)以後の個人住民税について適用されます。

(4) 具体例

【前提】			
給与収入	10,000,000円		
地方公共団体への寄附金支出	300,000円		
所得控除は寄附金控除と基礎控除のみ			
【所得税】			
給与所得	7,800,000円	10,000千円－(10,000千円×10%+1,200千円)	
基礎控除	－380,000円		
寄附金控除	－295,000円	300,000円－5,000円	
課税所得	7,125,000円		
所得税額	1,002,750円	7,125,000円×23%－636,000円	
寄附金控除による税軽減額	A	－67,850円	295,000×23%
【住民税】			
給与所得	7,800,000円	10,000千円－(10,000千円×10%+1,200千円)	
基礎控除	－330,000円		
課税所得	7,470,000円		
寄附金控除前の住民税額	747,000円	7,470,000×10%	
寄附金税額控除	B	－227,150円	①+②
			①(300,000円－5,000円)×10%=29,500円
			②(300,000円－5,000円)×67%=197,650円
寄附金控除後の住民税額	519,850円		
寄附金による税軽減額計	A+B	－295,000円	
↓			
この事例の場合、結果的に寄附金支出300,000円に対し、足切額5,000円を差し引いた295,000円を、自らが希望する都道府県・市区町村に納税したことになります。			

以上

この記事についてのお問い合わせは、下記の者までお気軽にお問い合わせください。

塩井 勝 Tel. (03-3506-2366) E-mail. masaru.shioi@jp.ey.com

アーレスト・アンド・ヤングについて

アーレスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野における世界的なリーディングファームです。

全世界の13万人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。

私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、皆様さまの可能性を実現するプラスの変化を創造します。

詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーレスト・アンド・ヤング」とは、アーレスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル組織を指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーレスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の有限責任保証会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本アーレストアンドヤング税理士法人について

新日本アーレストアンドヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントのベストパートナーとして、質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、税務コンサルティングの分野を超えて、財務コンサルティング、コーポレートファイナンスサービス、M&Aコンサルティング並びにコンプライアンス等の分野に関するスペシャリスト集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。